

(個)

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書...

【No.1】個別帰属額の届出書には、次に掲げる書類を添付していますか。

- ① 貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳書を含みます。）
- ② 株主資本等変動計算書等（株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書又は損益金の処分表）
- ③ 勘定科目内訳明細書
- ④ 会社事業概況書
- ⑤ 組織再編成に係る契約書等の写し（組織再編成が行われた場合）
- ⑥ 組織再編成に係る主要な事項の明細書（組織再編成が行われた場合）

代表者 記名押印	旧法人名	届出番号	連番
代表者 住所	添付書類	申告区分	序指
連結親法人名及び 納税地		通信用付印	確認印

平成・令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日  
令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

連結事業年度分の

申告に係る届出書

翌年以降 送付要否	税理士法第30条 の書面提出有
--------------	--------------------

令二・四・一以後終了連結事業年度分

【No.5】1欄の金額は、別表七の二付表一の24欄に金額を記載した場合、別表四の二付表一の24欄の金額を中段の(イ)に記載し、別表七の二付表一の24欄の金額を下段の(ロ)に記載し、(イ)の金額と(ロ)の金額を合計した金額を上段に記載していますか。

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

個別所得金額又は個別欠損金額 (イ)+(ロ)	十億	百万	千	円	連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額	13	外	十億	百万	千	円
(イ) 個別所得金額又は個別欠損金額 (別表四の二付表一(55)の①)					この届出の修正の場合同様	14	外				
(ロ) 連結欠損金(個別帰属額) (別表七の二付表一(24))					この届出の修正の場合同様	15					
算出連結法人税個別帰属額 (28)×(1)+(29)					この届出の修正の場合同様	16					
連納保金 (別表三の二付表二(24))					この届出の修正の場合同様	17					
同上に対する税額 (別表三の二付表二(4))					この届出の修正の場合同様	18					
連結法人税個別帰属額計 (4)+(5)+(7)+(9)					この届出の修正の場合同様	19	外				
個別控除税額 (33)+(34)+(35)					この届出の修正の場合同様	20					
算引連結所得に対する連結法人税個別帰属額 (10)-(11)					この届出の修正の場合同様	21					
連結所得金額 (別表一の二付表一(1))					この届出の修正の場合同様	22					
個別所得金額又は個別欠損金額(1)					この届出の修正の場合同様	23					
個別所得金額又は個別欠損金額(1)					この届出の修正の場合同様	24					
個別土地譲渡税額 (別表三(二)(27))					この届出の修正の場合同様	25					
同上 (別表三(二)(28))					この届出の修正の場合同様	26					
所得税の額の個別帰属額 (別表六の二(一)(22))					この届出の修正の場合同様	27					
外国税額の個別帰属額 (別表六の二(二)付表(18))					この届出の修正の場合同様	28					
算出連結法人税個別帰属額 (26)の20%又は23.2%相当額					この届出の修正の場合同様	29					
個別土地譲渡税額 (別表三(三)(23))					この届出の修正の場合同様	30					
剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額					この届出の修正の場合同様	31					
連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書付表4)					この届出の修正の場合同様	32					
					この届出の修正の場合同様	33					
					この届出の修正の場合同様	34					
					この届出の修正の場合同様	35					
					この届出の修正の場合同様	36					
					この届出の修正の場合同様	37	外				

【No.6】37欄の金額は、個別帰属額の届出書付表の4欄と一致していますか。  
【No.23】別表五の二(二)付表の44の②中間欄及び確定欄の合計額は、14欄及び37欄の合計額と一致していますか。